

平成29年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年12月14日（木曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人	副町長 山浦智城	教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三	町民課長 斉藤明美	企画課長 遠山一郎
教育次長 市川正彦	建設課長 片桐栄一	農林課長 今井一行
観光商工課長 小平春幸	会計管理者 市川清美	
たてしな保育園園長 中谷秀美	庶務係長 竹重和明	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 青井義和	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後2時14分

(午後1時30分 開議)

議長（西藤 努君） 皆さん、こんにちは。

議員、理事者、また関係職員には、10日間の長きにわたる本定例会の会期期間中、大変お疲れさまでした。本日、審議最終日となりますが、最後まで慎重審議のほどよろしく願いをいたします。

これから12月14日、本日の会議を開きます。

報告します。本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラからの撮影及び信濃毎日新聞社の取材を許可してあります。

ここで、4番、村田桂子君から12月8日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって一般質問の冒頭について、台風被害のお見舞い以降の挨拶文を取り消したいとお申し出がありました。内容については、お手元に配付したとおりです。

お諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、4番、村田桂子君からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案の訂正について

議長（西藤 努君） 日程第1 議案の訂正についてを議題とします。

議案第63号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、訂正の申し出がありました。訂正理由の説明を求めます。遠山企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 遠山 一郎君 登壇〉

企画課長（遠山一郎君） 議案第63号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についての訂正理由の説明を申し上げます。

平成29年12月5日に提出しました本議案について、一部訂正をお願いするものです。訂正理由は、字句等の誤りを訂正するものであり、議案の作成、構成の段階で確認が不十分だったことをお詫び申し上げます。

内容につきましては、(53) 屋内広告物条例の規定に基づく広告物の表示等の許可手数料または許可の更新手数料について。イ（ホ）欄の「15平米以上のもの」を「面積15平米以上のもの1個につき」に訂正。ロ（二）欄、「面積15平米を超えるもの」を「面積15平米以上のもの」に訂正をお願いいたします。

以上でございます。

議長（西藤 努君） お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正について、こ

れを許可することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案の訂正を許可することに決定しました。

◎日程第2 議案第60号～日程第8 陳情第4号

議長（西藤 努君） 日程第2 議案第60号 立科町公文書公開条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第8 陳情第4号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する陳情書までの7件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっております案件については、各常任委員会に付託し審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

森本信明総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番（森本信明君） 8番、森本です。

それでは、立科町議会総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

平成29年12月6日付けで付託された標記案件を審査するため、12月12日に本常任委員会を開催をし、慎重に審査を行った内容の大要は次のとおりであります。

（1）議案第60号 立科町公文書公開条例の一部を改正する条例制定について。

国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、県の「長野県情報公開条例」との整合を図り、本年度作成を進めている個人情報保護、公文書公開の手引きの改定業務に合わせて改正を行うものであるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第61号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、県の「長野県情報公開条例」との整合を図り、本年度作成を進めている個人情報保護、公文書公開の手引きの改定業務に合わせて改正を行うものであるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第62号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

国の人事院規則の改正による条例の一部改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第63号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

県の「屋外広告物条例」の規定に基づく、広告物の表示等の許可手数料及び許可の更新手数料を追加するものであるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第65号 平成29年度立科町一般会計補正予算(第4号)について。

歳入全款、歳入のうち、【2款】総務費(「3項」戸籍住民基本台帳費を除く)、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【10款】災害復旧費(のうち「1項」農林業施設災害復旧費)、【12款】予備費。

歳入について主なものは、【14款】国庫支出金では、地方創生推進交付金の交付決定によるものであるとの説明を受けました。

【15款】県支出金では、指定統計調査委託金について、指定統計調査に係る市町村交付金の交付決定によるものであるとの説明を受けました。

【20款】諸収入では、コミュニティー助成事業補助金について、実績に基づく交付決定額の減額によるものであるとの説明を受けました。

歳出について主なものは、【2款】総務費では、財産管理費の基金管理経費で、ふるさと活性化基金積立金の具体的な活用方法は今後検討していくとの説明を受けました。企画費の町づくり事業経費で、コミュニティー助成事業補助金の実績に基づく交付決定額の減額との説明を受け、地方創生推進事業経費で、国の地方創生推進交付金の交付決定を受けたテレワーク推進事業に係る経費との説明を受けました。指定統計費で、本年度実施の統計調査業務の実績等に基づく補正、コミュニティー施設管理運営費で、権現の湯のボイラー機能向上に伴うボイラー入替経費についての補正との説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、農業振興費で、りんご苗木購入助成事業の補助金増額内容等の説明を受けました。

【6款】商工費では、観光推進費で、任期付職員の退職に伴い、マスタープラン作成、DMO推進事業調査委託関連事業費の減額、立科町観光連盟への補助金として2020年東京オリンピック・パラリンピックのウガンダの事前合宿地・ホストタウン登録に向けての補正との説明を受けました。

【10款】災害復旧費の農林業施設災害復旧費では、被災箇所等事業内容の説明を受け、【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(6) 陳情第4号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する陳情書。

核兵器廃絶についての理解はできるが、国政・外交の状況を鑑み、慎重を期し、全会一致で不採択としました。

3、審査結果。

本常任委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

議長（西藤 努君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、榎本真弓社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 榎本真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

ただいまより社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件は審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

本委員会は、12月6日に付託された標記案件を審査するため、12月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

（1）議案第64号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について。

公営住宅法が改正されたことにより、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則に条ずれが生じたための一部改正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第65号 平成29年度立科町一般会計補正予算（第4号）について。

歳出のうち【2款】総務費（のうち「3項」戸籍住民基本台帳費）、【3款】民生費、【9款】教育費。

【10款】災害復旧費（のうち「2項」公共土木施設災害復旧費）。

【2款】総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費では、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実を図るため、既存の住民基本台帳システムを改修するための電算委託料の計上との説明を受けました。

【3款】民生費のうち、1項社会福祉費では、来年度の福祉医療の制度改正に向けた電算システム改修のための委託料。2項児童福祉費では、保育所事業経費で平成28年度実績に伴う子ども・子育て支援交付金国庫負担金の精算還付金であるとの説明を受けました。

【9款】教育費のうち、1項教育総務費の事務局費では、蓼科高校通学バス利用者増加に伴う蓼科高校育成会バス運行費補助金の増額及び小学校合唱部の東日本大会出場に伴うバス代の補助金。3項中学校費では、教室の照明器具交換等の学校施設修繕料の増額、理科教育設備等補助金の追加募集に伴う理科備品の購入。5項社会体育費では、テニスコート照明コインタイマーの故障による修繕費の増額との説明を受けました。

【10款】災害復旧費のうち、2項公共土木施設災害復旧費では、10月の台風の影響

による道路施設の修繕費であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長（西藤 努君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。5番、両角正芳君、登壇の上、願います。

〈5番 両角 正芳君 登壇〉

5番（両角正芳君） 5番、両角です。本定例会に上程された議案第60号から65号までの規約の変更1件、条例改正5件、補正予算2件について、賛成の立場で討論いたします。

主な賛成案件について所感を申し上げますと、立科町手数料徴収条例の一部を改正は、野外広告物条例の規定に基づく広告物の許可手数料または許可の更新手数料を制定するために必要となる条例改正であり、賛成する。

一般会計補正予算の歳出では、銀行減少対策として、国の地方創生推進交付金を活用した立科町どこでもだれでもテレワーク推進事業実施に向けた初期テレワーク環境整備等に必要予算の計上、2020年東京オリンピック・パラリンピックホストタウン招致に向けた交流事業負担金の補正及び台風21号、22号で被害を受けた農地、農業用施設や、道路、橋梁等の災害復旧事業費の補正、その他農業の担い手確保や教育振興に必要な補正等であり、賛成する。

また、観光商工課内に新設された観光事業推進室において索道事業の経営改善を含めた町全体の観光振興策を示すため、平成29年度当初に予算化されたマスタープラン作成経費とDMO推進事業調査費は、事務事業の進捗が見られず、年度内完了が難しい現状から減額補正とした旨の説明により賛成する。なお、公募した任期付職員となり担当された観光事業推進室長には、期待が大きかっただけに大変残念な結果であったことを付し、賛成討論といたします。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに賛成討論はありませんか。3番、今井 清君、登壇の上、願います。

〈3番 今井 清君 登壇〉

3番（今井 清君） 3番、今井 清です。

平成29年第4回立科町議会定例会に上程されました議案に対して、賛成の立場で討論を行います。

議案第60号 立科町公文書公開条例の一部を改正する条例制定については、公文書の中に電磁的記録、コンピューターで処理されている記録、磁気テープや磁気ディスクを含める改正であり、議題に即した改正であることから賛成するものです。

議案第63号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定につきましては、長野県の屋外広告物条例の規定に基づき、広告物の表示等の許可手数料、並びに更新手数料を加えるもので、必要な改正であり、賛成するものです。

議案第65号 平成29年度立科町一般会計補正予算（第4号）につきましては、個人からの寄付金6,000万円をふるさと活性化基金に積み立て、今後、有効活用に資するものであります。

企画費の地方創生推進事業経費753万5,000円は、おためし立科テレワーク事業推進に係る経費であり、今後、新しい働き方として雇用創出を期待するものです。

コミュニティー施設管理運営費である権現の湯の事業経費982万8,000円は、このところヒートポンプにふぐあいが発生しており、ボイラーの能力向上のため大型ボイラーを導入するもので、給湯能力の向上を図り、適正な施設管理に必要と認めるものです。

農業振興費の人・農地プラン事業経費、青年就農給付金150万円につきましては、ワイン用ぶどう栽培に取り組む新規就農者への次世代農業人材育成事業として給付を行うもので、農業後継者対策に期待するものです。

明るい話題として、観光振興費の立科町観光連盟への負担金250万円は、ウガンダ共和国陸上競技長距離種目マラソンチームの2020年東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン交流事業負担金でございます。事前合宿地として、白樺高原を選定していただき、ロンドンオリンピック金メダリストのキプロティチ選手の活躍とともに、当町スポーツ施設をぜひ利用されることを期待したいと思います。

以上、賛成討論といたします。

議長（西藤 努君） ほかに賛成討論はありませんか。4番、村田桂子君。登壇の上、願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） 私は、陳情第4号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する陳情について、賛成討論を行います。

この陳情は、唯一の戦争被爆国政府として、日本政府が国連「核兵器禁止条約」に賛同し、批准の手続を進めることを求める陳情です。原水爆禁止佐久地区協議会理事長、並びにピースアクション佐久代表望月清泰氏より提出されました。12日開催の総

務経済常任委員会で審議され不採択となりましたが、私は賛成の立場で討論させていただきます。

審議の中では、核兵器をなくさなければという思いは共通に語られましたが、日本政府の徐々になくす方針への理解と、北朝鮮の核ミサイルの脅威にはアメリカの核の抑止力が必要という議論がありました。NPT核拡散防止条約は、核保有国の軍縮と非保有国への不拡散を決めています。軍縮そのものは進んでいません。これまでの核兵器を保有すること、使えるというおどし、威嚇が果たして軍縮に貢献し、核戦争を防ぐことになるのでしょうか。

北朝鮮は、ミサイル開発に躍起となり、発射実験を繰り返しています。アメリカの核のおどしに対する対抗措置と合理化しています。そして、今、極東アジアは、核戦争の危険が最も高まっているところと指摘されています。こうした核兵器の拡張競争や核戦争の脅威をやめさせるには、北朝鮮の核兵器の開発を禁止するのみならず、アメリカなどの核保有国の核兵器そのものをなくすることしかありません。

ノーベル平和賞授賞式で、被爆者のサーロー節子さんはご自身の被爆の体験を語り、次のように言葉を継がれました。「核兵器は、いつどんなときも私たちが愛する全ての人々、いとおしく思う全てを危険にさらしています。核兵器は必要悪ではありません。絶対悪なのです。」と断言しています。そして、核兵器の保有国に対して「彼らのふるまいは大量虐殺につながるのだという現実を抽象的な理論が覆い隠すことは、もはやありません。抑止力とは、軍縮を抑止するものだけということ、もはや明らかです。」

と語り、世界のあらゆる国の全ての大統領と首相に懇願します。「この条約に参加してください。核による滅亡の脅威を永久に無くしてください。」と呼びかけています。世界は、化学兵器や生物兵器を残虐兵器として禁止したのと同様に、今回等々、核兵器もその非人道性と人類の存在を脅かす絶対悪として禁止しました。

唯一の戦争による被爆国であり、原水爆の威力と被爆による痛みを知る日本の政府が、核兵器を完全になくす運動の先頭に立つことは、世界に対する歴史的な使命、責任だと思います。日本の高校生は、今年の8月、平和大使として21万人もの署名を集めて国連軍縮会議に参加し、署名を提出しました。若い世代の皆さんが、自分たちの存在を脅かすものとして核兵器を認識し、核の脅威のもとで命を脅かされるのはごめんだという意思の表明と感動いたしました。

今こそ、立科町の住民の平和への思いを意見書として政府に届けようではありませんか。日本政府に対し、核兵器禁止条約への賛同と批准の手続を求める陳情者の思いに全面的に賛成し、賛成討論といたします。

議長（西藤 努君） ほかに賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

日程第2 議案第60号 立科町公文書公開条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 立科町公文書公開条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第61号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第62号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第63号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第64号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

次に、異議なしと認めます。したがって、議案第64号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第65号 平成29年度立科町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号 平成29年度立科町一般会計補正予

算（第4号）については、可決されました。

次に、日程第8 陳情第4号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書に関する陳情について採決します。

本件の採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第4号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書に関する陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認を願います。

起立少数と認めます。よって、陳情第4号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書に関する陳情については、不採択とすることに決定しました。

◎日程第9 発議第3号

議長（西藤 努君） 次に、日程第9 発議第3号 長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い及び庁舎の建替えを求める意見書の提出についてを議題とします。

議案書の朗読を願います。青井事務局長。

議会事務局長（青井義和君） 発議第3号 長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い及び庁舎の建替えを求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成29年12月14日提出

提出者 立科町議会議員 田中 三江

賛成者 // 土屋 春江

// 森本 信明

// 榎本 真弓

それでは、長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取り扱い及び庁舎の建て替えを求める意見書の朗読をいたします。

家庭をめぐる紛争が増大する中、当事者の手続保証を十分に図ることを目的として、平成25年1月より改正家事事件手続法が施行されていますが、多様化・複雑化する家事事件にあって、家庭裁判所には、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した真の解決に寄与することが求められています。家庭裁判所がこの役割を果たすためには、夫婦間の紛争、親族間の紛争、子供の福祉にかかわる事件等につき、手続の各段階において専門性を生かして関与をする家庭裁判所調査官が必要不可欠な存在となっています。ところが、佐久支部の管内人口及び家事事件数は、県内6支部の中で3番目に多い状況にありながら、長野家庭裁判所本庁及び県内6支部の中で、唯一佐久支部に

だけ家庭裁判所調査官が駐在していません。

また、取扱事件としても、佐久支部だけが、県内で唯一少年事件を取り扱っておらず、佐久支部管内で発生した少年事件でありながら、事件関係者は遠方の裁判所で行われる手続に対応しなければならないという負担を強いられています。そのため、佐久圏域の住民は、時間的・経済的な負担を余儀なくされるばかりか、それらの負担を理由に協力を拒む関係者等の存在により更生可能な少年の更生に影響を与えることから、少年やその保護者・家族らが、居住地の家庭裁判所において調査を受け、少年審判を受けることができるようにすべきです。

さらに、佐久支部の裁判所庁舎は、老朽化等により県内の本庁ほか支部庁舎に比べて、その設備内容が劣っており、法廷・調停室・調停待合室が庁舎2階に集中しているながら、県内支部庁舎の中で唯一エレベーターが設置されておらず、高齢者・障がい者等の利用が事実上制約されています。また、夫婦間紛争の当事者が子供と試行的に面会交流をするために必要な試行面会室もありません。さらに、庁舎内の防音設備が、プライバシー保護を重視する公的施設としてはあまりにも貧弱です。加えて、日本でも有数の寒冷地に存在しながら、防寒設備も充分ではありません。このような諸状況に鑑みれば、回収等では抜本的解決は望めず、建てかえを求めざるを得ません。そして、建てかえの際には、少年審判廷も設置し、少年事件取り扱いのための設備状況を整え、試行面会室等も設置して調査官活用のための設備状況も整えるべきです。

圏内住民にとって身近な家事事件が増加し、複雑化する中、多様なニーズの受け皿となるべきことが求められている家庭裁判所にあって、裁判所の人的物的基盤が原因でその取り扱いに差異が生ずることは、憲法が定める裁判を受ける権利が実質的に保障されていないということにもなりかねません。佐久支部の現状は、まさにその状況といえます。

以上のことから、国におかれましては、下記事項について実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 長野家庭裁判所佐久支部において、直ちに家庭裁判所調査官を常駐させること。
- 2 長野家庭裁判所佐久支部において、直ちに少年事件を取り扱うこと。
- 3 長野地方裁判所佐久支部・長野家庭裁判所佐久支部・佐久簡易裁判所の庁舎を早急に建てかえること。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。

平成29年12月14日

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

最高裁判所長官 様

長野県立科町議会議長 西 藤 努

以上です。

議長（西藤 努君） 本案について、提出者の説明を求めます。

11番、田中三江君。

11番（田中三江君） 11番、田中です。

ただいま事務局長の朗読のとおりであります。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（西藤 努君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号 長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い及び庁舎の建替えを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発委第6号

議長（西藤 努君） 日程第10 発委第6号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

本件については、各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の調査とすることに異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第4回立科町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後2時14分 閉会）